

ODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に関する
年度協定（令和7年度）

東京都港湾局（以下「甲」という。）と、ODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した「ODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等の実施に関する基本協定」第5条に基づき、次の各条項により、年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（事業内容）

第1条 本協定によるODAIBAファウンテン（仮称）の演出事業等（以下「本事業」という。）の内容は、別紙1「令和7年度事業計画」のとおりとする。

（協定期間）

第2条 協定期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

（事業費）

第3条 本事業の予算については、別紙2「令和7年度予算書 負担金に係る収支」及び別紙3「令和7年度予算書 協賛金等に係る収支」のとおりとする。

2 乙は、甲に対して本事業の負担金の支払を請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めるときには、16,000,000円を限度とし請求金額を乙に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費については、乙の請求に基づき概算をもって支払うことができる。

一 概算払による負担金を受けなければ実施が明らかに困難であると甲が認める本事業に係る経費

二 委員会運営に係る費用

3 前項に規定する概算払を行ったときは、その用件終了後速やかに、乙は甲に精算書を提出するものとする。

（協定内容の変更）

第4条 本協定を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更するものとする。

（その他）

第5条 本協定に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

令和7年9月12日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事

小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

ODAIBAファウンテン（仮称）実行委員会

委員長

若林 憲